様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　　分　　名	市民運動広場の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市市民運動広場条例	（条項）第３条	
基 準 法 令 名	大津市市民運動広場条例 大津市暴力団排除条例	（条項）第３条第２項 （条項）第３条第３項 （条項）第８条	
所 管 部 署	所管：市民部スポーツ課管理係		
標 準 処 理 期 間	５日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
　　・掲載図書等【　　】
　　・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

参考 根拠条文等

大津市市民運動広場条例

（使用の許可）

第３条

２　市長は、運動広場の管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

３ 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の使用を許可しない。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　運動広場の施設又は設備を毀損するおそれがあるとき。

（３）　その他市長がその使用を不適当であると認めるとき。

なお、３項３号に規定する「その他市長がその使用を不適当であると認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。

（１）　営利を目的とすると認められるとき。

（２）　その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

大津市暴力団排除条例

（市の公の施設の使用における措置）

第８条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第２４４条の２第３項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設使用の許可をした後において、当該施設が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合ほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。